

記載例 5

令和3年8月1日以降、変更事由がなかったことから変更届を提出することなく、許可更新申請を迎えた場合

例) 令和3年7月31日時点の業務を行う役員：薬事 太朗
 令和3年8月 1日時点の業務を行う役員：薬事 太朗、県立 次郎
 以降、全ての事項において変更事由がなく更新申請する場合

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可更新申請書

許可番号及び年月日	第01-000002 平成21年10月1日		
営業所の名称	株式会社 県庁 秋田支店		
営業所の所在地	秋田市山王4丁目1番1号		
営業所の構造設備の概要	別添のとおり		
兼営事業の種類			
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名	薬事 太朗、県立 次郎		
内更	事項	変更前	変更後
	変更なし		
申請者(法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		全員なし
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者		全員なし
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		全員なし
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		全員なし
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		全員なし
	(6) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		全員なし
	(7) 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		全員なし
備考	薬務 太朗、県立 次郎は令和3年8月1日から責任役員である。		

上記により、高度管理医療機器等の 販売業 貸与業 の許可の更新を申請します。

令和 3年10月15日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 秋田市山王3丁目1番1号

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 県庁 代表取締役 薬事 太朗

秋田県知事 あて